

日本通鑑
卷之三

リ 5
9306
3



門
2080
卷
8

日本通鑑



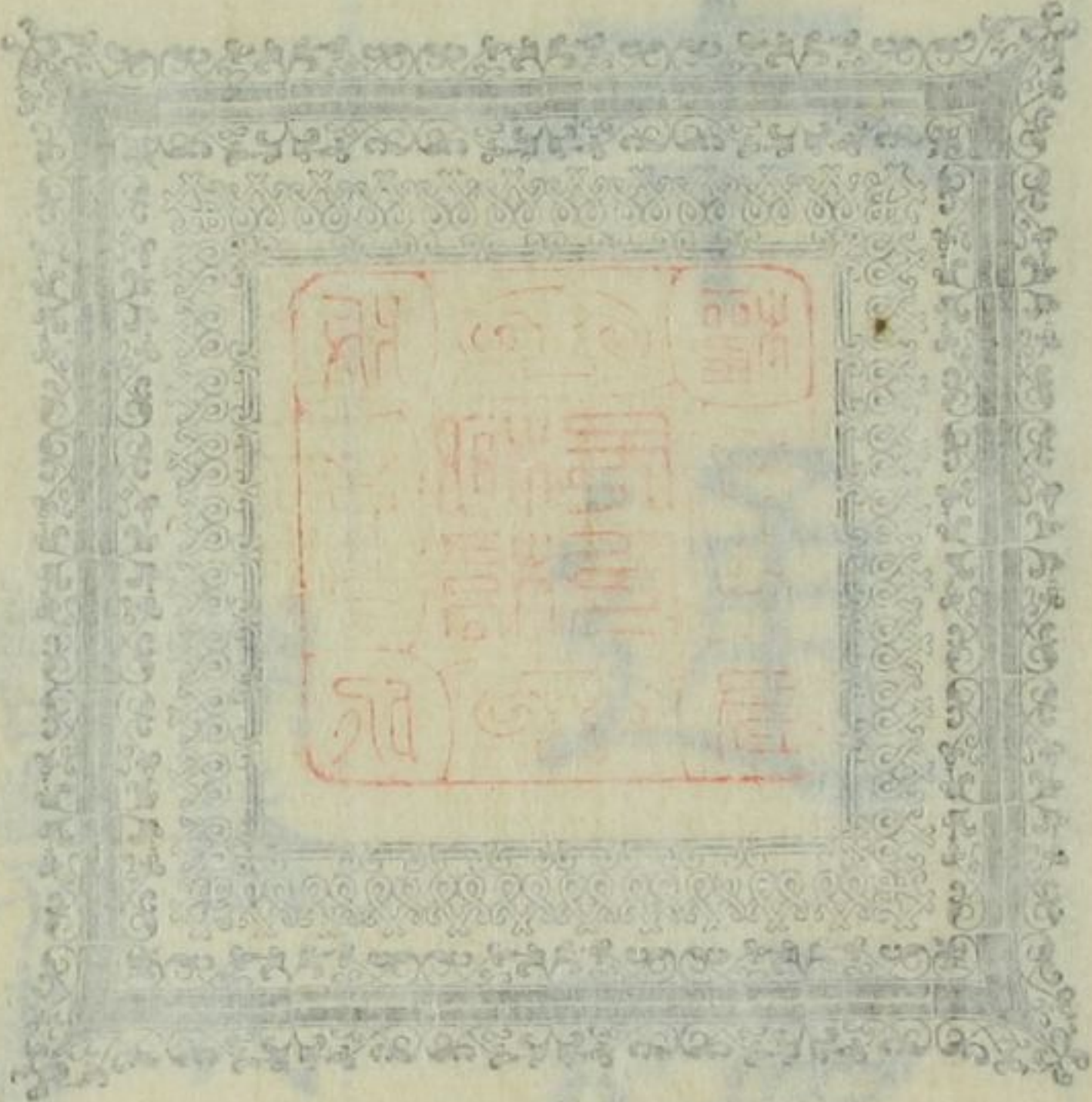
桐橋氏藏
昭和十四年四月五日

杉浦重剛 辰己小次郎 合著
棚橋一郎 坪井正五郎

日本通鑑

桐橋氏 藏版
哲學書院發行

門リ
號9306
卷3



昭
41年12月20日
原
安三郎
氏
贈

41 9508

日本通鑑

日本通鑑卷三

本紀第三

繼體天皇の繼體は位不即なり志天皇二代あり
了謚を安閑宣化と稱はれと此二代の在位の年
數短あくくく屯倉に修理新羅の征討伐除き更
ふ記載本なきの大事を無うりりみ第廿九代此天
皇欽明の十三年(紀元千二百十二年)ふ百濟國と
る佛像經論幡蓋等を獻せりり群臣は命じて
志をを受へきや否やを議せりりあはれ志ふ大臣
蘇我稻目(いふめ)の受て志れを禮せんことを請ひ物部尾

日本通鑑

卷三

一

輿中臣勝海ハ我國宗廟百神を祀る自ラ常典
 あり別ニ蕃神を禮セハ必以譴怒ある也諫免
 して天皇ハ尾輿勝海ノ説を是ちりて佛
 像成稻目ニ賜ハ其後諸國ニ疾疫流行セ
 志トヒ尾輿等ハ佛を禮スルヲ致シ所也奏
 して佛像を難波の堀江ニ投志スリ是也我國純
 政治社會ニ大變動を生ズ初アリ
 抑モ第二卷ニ於テ陳述シテ如ク世ノ開明
 事又從ヒ事務繁雜トナリ天皇ノ親ラ關リ玉
 事務ハ其區域を狭ハ爲ス

臣等ノ權力を強ク權臣ト權臣ノ間ニ權力
 競争を生ズハむろキ是也自然ノ勢あれハ欽明
 天皇即位ノ以前より大臣ハ大連ト此間ニは互
 ニ相凌アんとシテ其狀未ダ其機を得
 ざり志ト今也佛法ノ渡来ニ會シ一方ハ其
 容をんことを議シ一方ハ其を却けんことを論セ
 志スリ益々方圓相容れざるの狀體トナリ朝廷
 ノ中或ハ其黨ニ或ハ此を援ク其のあり
 して遂ニ神教黨佛法黨ニ二派ニ分テ論争止
 む事あり

敏達天皇此末年十四年の事二百四十五年の紀

當^レ此^レ至^レ法^レの佛法黨の勢益々強大とあり其

後二年よりして神教黨の首領大連物部守屋中臣

勝海等佛法黨の首領皇子厩戸聖德太子大臣蘇我馬

子等の為め殺されしを佛法黨の全く勝

を制し神教黨の勢い更ふ振りあり至る是

より帝室も佛法に歸依せしむるを以て古來

大なる其尊嚴を示し帝室を防護志人民をくま

れを敬愛せしむる器械とあり居たる神權の

大なる其光を減し帝室の威力衰へしむるのみあり

兵政の二權を掌握せし大臣大連二重臣の中

大連も是より至るに廢絶志大臣一人あり二大權

を掌握ししむるありし其勢威極め強大

とあり終に崇峻天皇を弑す如く大逆を行

ふり至るに幸ひ帝室が傾覆ししより至らざる

も當時歸化の人民衆多かり志はも關わらば帝

室の宗家權の依然とありて動りしを以てあ

第三十三代推古天皇の敏達天皇の皇后より女帝

我國の始ありたりなり雖も此時代の我國の歴史に著

明は依時代統一ありて皇太子厩戸の頗る佛法を好む其志を以て施政の補助とありんとを企て其十一年(紀元一千二百六十二年)より冠位六品十二階を定め其明年より臣下より志を賜ひ又憲法十七条を定め朝禮を改制せしむるは是れ我國の成文律及び冠位を設けらるるは始りて孝徳天皇の制度改革の根元あり帝紀國紀等を撰ひ曆を用ゐて歲時を紀するは起るは元もまた此時を始りて大正一八年(一九二六年)十五年(紀元一千二百六十六年)より小野妹子を

隋より遣王始て信を通り明年隋使裴世清と共に歸り是より先き繼體天皇の十六年より梁使使者司馬達也云ふとの来りてと史上に見え多しと如何なる事情ありしにや日支兩國の交通は未だ開けず文學技藝の悉く其志を三韓より取居りて志あり是より至りて留學生高向玄理等八人を隋より送る其學藝を習はしめ志ありてまた三韓伐謀の以るの必要を見ざるに至れり其後舒明天皇の二年(紀元六百六十二年)より御田耜等を唐より遣はるるは同四年より唐使高表仁等來りて來りてより彼

此の交通愈々頻繁とあり其制度文物を輸入し

かく純如く政府表面上の状體の益々整理し國
勢愈々盛ちあらし關せし帝室の衰れ日る甚志
く崇峻天皇より皇極天皇迄四代此間を朝權の
悉く大臣蘇我氏の手に在り屢々皇子或は忠臣
を殘害し天皇を擁立し多りあつ馬子の孫入鹿
此時に至りて天皇の女帝ありて天下の事悉
く入鹿の意に由りて茲に私に逆意を逞く
終るに帝室を傾けんと志多し勢ありて是

時、當りて皇子中大兄おきな聰明人なり超え能く其奸
謀を洞察志親臣中臣鎌子かやこと謀を定め三韓の使
者來聘ししに際し倉山田石川磨佐伯子あまの丸葛
城網田等と共に志を大極殿に誅し巨勢德太
古を以て入鹿の父蝦夷あまを其第に討て自殺せし
免ら終りて武内宿禰一を以て職を大臣に辱る志
功勲六朝に高きありしよりその子孫平群氏蘇
我氏共に大臣家として世々朝廷の大權を握り朝
恩を浴びし勢權の強大ありしに遂に不
臣の志を抱き平群氏の武烈天皇時、時、仕れ是

至るも蘓我氏をまた亡び乃祖の功名を空く
 せしむる漸くありて朝權の帝室は復歸志あり
 也雖も前代に定置せしむる臣連伴造國造村
 首等年を経りて從つる私意を恣ふる當時朝權
 の衰へ乘り往々朝命に從ひ人民を困り絶志
 あり中大兄の天皇は志を慨然中臣鎌足等相謀
 り孝徳天皇に勸めり即位元年紀元千三百五
 十年は先づ中央政府の制度を改革志唐制に倣ひ
 年號を定めて大化と曰ひ大臣大連の官名を罷
 め更へ左右大臣及び内臣を置き阿部倉梯磨を

左大臣とあり蘓我倉山田石川磨を右大臣とあり
 中臣鎌足を内臣とあり我國人は唐土の文明
 あり心醉志去き倣はんや欲するの心ありを利
 用し名を唐制の模倣に假し以て漸く古來骨治の
 積弊を一掃し帝室久遠の策を立て下民を塗炭
 に救はんことを謀り而を造首固陋人民頑愚或は
 朝廷愛民の志を了知する徒に擾亂の基とあり
 んことを恐れ詔して民の患苦を問ひ鐘匱を闕り
 設け冤枉あるものに牒を投し鐘を撞くことを成
 許しまゝ使を諸國に遣て戸口を録し人民の悦

服を脱ぎを待たせしむる遂尔大化二年(紀元千三百
 ○六年)に至り詔し前代地方分權統治制度を一
 新し中央集權の姿とせしむる國造等を廢去て國司
 を派遣せしむる戸籍を造り班田收授の法を
 定め租庸調法を行はせしむる是尔至つて我國
 骨政治の制度の殆んや滅せしむる尚諸部の連
 群主の義ありて衆多は族の長多は其部下を統率し
 長多は族者を云ひ則骨の事也の其部下を統率し
 骨能弊の全くと止まらざらん大化五年八月
 至り更尔八省百官を置きて其管理を歸せしむ
 らせしむる是尔至る骨政治の體全くと滅は是を孝

德改新の政と云ふ大化五年(紀元千三百
 抑も此時代まゝも國造の多しむる百四十四
 ありと云ふちこれに稻置首の類に其數夥多しむ
 りと云ふ知るに加之あるは中央政府在職の輩
 尔も蘇我氏に如た宗族多し廣大の領土を所有
 せしむるの少しむるは一朝其領土を朝廷に
 收めらるる事なれども不平を抱たし輩に必は
 多ありしち此後一朝廷に何等の方法を用るる
 能く其を綏撫しむるはや其疑を發せしむる
 乃はと云ふと雖も余輩に斷乎と云ふ當時の諸

侯め改新の制度に對し不満を抱ふる者志こも
信せらる者如何と云れを當時我國上下の人情
を極め唐土の文物に心酔し去れは模倣せん
ことを希望しつる者多かりし朝廷は新ふ八省百
官國司郡司等を設けらば亦れも夫の封土に離
まつる國造等を容るる地餘ありて現る郡司
等より主と地方の豪族を用ゐられたるのみ
ら亦大夫以上より食封を賜ひる者多かり故亦衣食
に缺乏はるるの憂嘗て之を云はれりまた或は
朝廷は此の如く廣大に組立を設けらば亦

は徒に冗官贅員を増加せしむる而已と畢竟
無用なりと云はれり論はるるものありし
雖も是を將決して然らざる者如何と云
れも當時の朝廷は己に固有の神權を傷ひ今僅
に兵政の二權を回復せしむることあり此
に乘じて中央政府の威嚴を示し再び地方分
權の弊に陥らざる様を注意せしむるは是れ
故らに多の官司を設けて中央政府の外觀を盛
大にせしむる者所以あり
其他孝徳の朝より良民と賤民と相合して設け

多る子ハ之を賤民ハ屬ス依ル制度を定め又淳
 足磐船（こいっふね）の柵を設け柵戸を置めきり
 孝徳天皇崩して齊明天皇（皇極）位ハ即死七年
 譲らる是を天智天皇と謂
 不天皇也我國中興乃祖（祖）りて頗る治體ハ習ふ
 其壯ち多り當つて也中臣鎌子と共ル經を南淵
 先生ハ受け頗る漢學ハ通し彼の制度を取つて
 以て我朝廷を飾る志あり太子多るりて孝
 徳天皇を輔けて大化ハ新制を布死位ハ即ち也
 則ちまた朝廷の典禮憲章を改定し庠序を興は

中央政府の勢威益々振興しつるハ蓋し天皇ハ
 力あり
 欽明より天智ハ至る内國の變遷大畧此ハ如く
 其間我屬邦ハ三韓及ビ任那ハ關し登記ハ在
 死こと甚た多し然雖も其將我國の内治ハ
 影響を及ぼさること多しや今其大要を舉
 げて以て讀者ハ瀏覽ハ供せんと欲は
 第二卷ハ於て已り陳へ多る如く繼體天皇ハ
 頃よりハ三韓漸く亂き我國の権力ハ稍々去れ
 尔對して其勢を失ふハ状態あり去る宣化天皇

の時より新羅ハ頻りに任那を併呑せんことを企て數々其を侵し欽明の二十三年に至りて遂に其れを滅し我官府を毀ち神功皇后の設置せらるる以来三百三十年間三韓の統御を司りて日本府を以て跡を絶しめり是れ於て朝廷紀男磨^モ呂^ロを將^シりて兵を卒ひて之を征せしめらるるに其副將利を失ひてより遂に志を得以て歸るる其後崇峻天皇の四年に再び紀男磨等を志し其を征せしめられしを任那ハ一旦其本を復しりて推古天皇の時

至る新羅また數々其れを侵し朝廷も亦數々其を志し其れを新羅征討の師を起されり同二十一年に至る任那ハ遂に新羅のたぬを併呑せしめらるる

其れと同時に高麗新羅ハ百濟を侵しまた互に相侵寇して我朝廷は禮を欠くこと數々あり志し其れを朝廷はこたへたためし代りて兵を用ひしり其れ其頃支那ハ隋唐と相次ぎ三韓を侵畧し志し兵を送りしり新羅ハ恐れし其れを降り齊明天皇の六年に唐兵を導

きて百濟を滅しつゝ是に於て朝廷も心を其恢
復に用ひ七年正月に車駕筑紫に至りて同年
天皇崩御ありて八月に皇太子先づ阿曇比
羅夫等を遣はし百濟を救ひ別り秦田來津に兵
五千を與へて百濟の質子豐璋を護送し王と
やゝ天智天皇の二年(紀元千三百二十二年)に
至り上毛野稚子等を將とし兵二万七千人を率
ひて更り百濟に至り其忠臣佐平鬼室福信を助
け新羅を伐ち二城を拔りてめを多り己み
て豐璋福信の威名を疾くされ戎害を去るを群

臣離る其勢大に衰へ同年八月唐將劉仁軌等の
為り敗られて高麗に走り我將秦田來津等の
為り戦死し百濟全に滅亡せり而して高麗
も亦同天皇の七年(紀元千三百二十七年)に至り
唐將李勣のため滅せしむる我國と三韓の
此關係は全く絶えたり神功皇后紀元八百六十
年より高麗を服せしより是に至りて四百六十八
年あり

抑も三韓を我國の上古に在つゝ最も必要なる
邦なりて文學技藝の源泉なりとて中古以

後の支那が交通の道開け文學技藝の直るを
 成支那とて輸入するを得る状態となりしを
 韓の我に於けは必要は是に至る大に減し
 多るを云はざるは然れも天智天皇の時
 了志能を失ひしは我國の惡果を與ふる事
 とあり却る大に幸福あり蓋し三韓は
 亂るより代々の天皇にこれぬ為る費され
 人命と財用を實に尋常の事とあらざるを
 こを征服して我属邦とすは利益の意外に
 僅少なり到底得失相償はざる状態なり也

然れは天智の一多は志能を棄らざるを空々
 夥多の資財を抛ち干城の將卒をして骨を異域
 へ曝さむるは慘を免るるのみあり唐兵
 の或は三韓を得る勢に乘て我國境を侵さ
 んるを恐る或は烽燧防候を對馬壹岐筑紫に設
 け或は水城を筑紫に築き或は都を近江の滋賀
 へ遷し或は大和に高安讚岐に屋島對馬の金田
 へ遷し或は長門筑紫に築城し満ち牧馬場を置
 るを我國の兵備を嚴ふ唐人をしるす
 多我を窺ふの心我起さるる者多し

皆三韓を失ひて好結果と云ふ事亦あらず

天智天皇崩御及んて位を皇太弟大海人皇子
子孫傳へんと云皇太弟其の實ハ皇子大友子傳
ふ孫志阿を知ら固く去れを辞し吉野入
る則ち位を大友に譲る去きを弘文天皇と云
即位の元年大海人皇子兵を吉野に舉げ位を奪
はん智謀を天皇去れを討て敗走近江山前
崩れ去きを壬申の亂と云ふ大海人位を即ぐこ
れを天武天皇と云ふ

天武を以て一代の聖主ありて頗る治體を通
文武の制度律令等天皇此時於て定立せしむ
るもその極め多く百姓の貧富を上中下此三
等に分ち中戸以下は貸税を許さ時々使を諸國
に遣りて諸國の疆域を定免國司郡司の能否
を察し民疾苦を問ちて文武官考績進階の
制を定め又能く意を文學に注記即位の七年
ハ皇子川嶋及び忍壁に詔して帝紀及び上古の
諸事を撰りて總十年の勅して新字四十四卷
を造らしめしむる不破龍田大阪の三關を置

た銅鐵銀錢を用ゐるは今を布るを爲るは亦天皇の時ハ何と云ふ

今也余輩ハ目を轉して天智天武二帝の間ニ於ける朝廷施政の方畧を見らる其中央政府ニ權力を集め朝廷を裝飾する事ニ於てハ孝徳の時代ニ異ちる事ありや雖も獨り其門閥を養成せしむるの一事ハ大ニ當時所爲ニ反以て之を如くしたり蓋し孝徳天皇時朝廷の政略ハ唐土郡縣ヲ制し摸して我國上世の制を更ニ骨乃世襲を廢し官撰の國司を派し以て門閥

此積弊を去り朝廷乃威嚴を邊陲ニ示さんや亦或は之を何ぞやと云ふ天智天武の時ニ於ける朝廷此政畧ハ未だ反して天智の三年ハ氏の上と云ふ者を置るは天武の十一年ハ氏の上を申稟して詔を發し十二年ハ臣民の氏族を八等ニ分ち之を以て此氏の上と云ふハ古の骨ありて同姓同族乃長を謂ふ未だ是時代ハ一旦無用物あり忠骨の再ひ起り其骨あり亦等差を生じしと云ふと知るは其他擬官者乃制を定めらるる姓を尊むは結果ありて疑はるる門閥を

養成せしむるは其のなるに讀者に必し大なる怪
 訝を得ざるを得し然るに雖も我國の組立
 て帝室の尊嚴を士民に間て維持せしむるに
 其宗家も亦其門閥も亦苟も我國の國民に門閥を
 貴むる氣風存せしむるに假令帝室を以て萬宗の
 宗家とししむるに終に特別なる家格を以て尊
 敬を受るべき能はざるに先き帝室の此氣
 風を一洗せしむるは蓋し封建の積習を掃除せ
 んが欲しむる意に出るものなり萬止むる
 得ざるの事情ありしことあり故に特に中央政

府の權力を強くし帝室の威嚴を保護せしむるに
 至り雖も是れ亦長久の策にありしを以て
 今も封建の餘習幾んぞ空しくするに再燃はるるに
 患を起し乘志再び門閥を貴むる氣風を養成し
 他日其憂を豫防せしむるに乃ちあり而も臣連
 の二姓を退けて下位に置きしは孝徳以前
 の如く大臣を臣姓とせしむるに大連を連姓より出
 づるに故に二姓の極めを勢力強く不軌を謀る
 ものなどありしを以て故らば遠慮を廻らざるに
 かりしは其用意實に周密なりと云ふに

持統天皇の天武天皇に承け女主を以て天下の君臨は雖も頗る治體に通じ天武の遺意を失はば文武の諸制度を増定し山陵も守戸を置るれ多し如た其遺令後世に存せしむるに甚た多し儀鳳曆を行き是より如たもま多天皇の時又在天皇儲君を定めんとし當つて群臣各々主を以て所を定めて久志く決せし葛野王奏あはれ曰く皇朝の典子孫相承く兄弟相及ふ如た亂れ端あり今先太子の子珂瑠王乃在る安

至れ是より敢て異議を挾むものありや宜しく志を立つるなりと云削皇子は反せんや云葛野王志を叱責是より由て議終る定るや云文武天皇次て位に即く先帝を尊て太上天皇とすは是れ太上天皇は始なり此天皇の時代の我國史上著明なる者の一なり志て我國の制度文物孝徳天皇に始り天智天武の中なるもの天皇に至る全く成るなりや云不忍壁親王及び藤原不比等も勅し律令大室を撰み位冠を改めると位記とす度量を領す諸國の兵士を以て分番

教習を受けしむる事十日の令を布知諸國
 の印を鑄造し度量を分るれしむる悉く天皇の
 時よりあり太宰府等の城壘を修免岐蘓山道を
 開鑿ししむるまた天皇此時の事業ありと云ふ
 而も天皇心を帝室の安寧に用ひしむる極め深
 く上古祭政一致の形の中古の初より業も既り
 毀き士民の祭祀を重んじしむる漸く疎ある哉
 見て深く出れを憂ひ神祇官を定免て太政官に
 上り位を親王の任官し我國に
 於ては神祇の一日を禮を缺くへしむる事

示し祭政二途に分るし神祇を忘るる事
 其の組織も亦しむる事

元明天皇次り位ふ即き先帝の遺意を奉りて都
 を平城より遷去左右京坊を置く平城朝廷の初也
 是より先我國に上代ふ於ては諸皇子みま天
 皇と居處を異ししむるを以て其位ふ即き也則
 ち在来の居處を以て帝都とせしむる是より由
 つく遷都の殆んや代ふり行しむるの例あり
 是より世の進むる後つゝ其例の漸く廢絶し天智
 の遷都は如たの全く唐を慮りて行はしむる者

ありて古例也大り異ち其後至るまで
 都を遷はの舉を止はせしめて定まらざる都あり
 たりは是に至るまで平城を以て帝都と定絶ら
 ざり天皇とす多頗る心を天下の事と用ゐ文武
 統制を改定し私に錢を鑄るを禁じ巡察使を遣
 して諸國の治績を觀察去毎年功過を録し治統
 殿最三等を定め百姓十人以上を流亡せしむる
 者を殿也其見任解解く統制とあり郡司を
 志し終身轉任はることを得せしむる皇親豪族
 諸寺に民産を妨害せしむるを禁じ猥りに伐木

以ることを禁じ國郡里の名を二字とせしめ度量
 權衡を分るるを許さず亦天皇統所為あり紀最と
 力を文學に用ゐらる初免天武天皇我國舊紀の
 傳りしやらんことを惜み舍人稗田阿礼の命志
 て古傳を誦習せし他日以て國紀を編むるの資
 料とせん欲は果さるる崩去天皇即ち太朝
 臣安磨の命志阿礼の誦習せし所を記し以て
 天武の志をちりしむ紀元千三百七十三年
 年成る超つて二年即ち和銅七年紀清人三宅藤磨
 等命し更に國史の撰り就りしめらる

諸國に詔して風土記を作らして記するもまた是
を天皇の御記

元正天皇とまた能く心を政事に用ゐ主として
藤原不比等と命志す律令を改修して古きを養老
改修の令と云ふ(今此世の傳る大室令古き也)また按察使を置
て諸國を巡察して物物の斤兩及び絹純の長短
潤狹を定免尺様を海内へ頒ち百姓の課役を規
避するも古きを禁は天皇此時舍人親王日本紀の
撰あり

聖武天皇次て位ふ即て天皇此時又於て制度の

改定官司に設置等記に在り事件少ありしを
雖も其中主要なるものを二と一は則ち蝦夷
此征討一は則ち佛法の興隆と云
景行天皇の時蝦夷地方を征服せしむる仁
徳の朝は田道之を征討して鬪死ししを古く見え
舒明此時上毛野形名古きを征平ししを古く
見え齊明天皇の朝阿部比羅夫の比年蝦夷を討
て津輕淳代後方羊蹄等の郡を定め肅慎國を討
つるを古く見え古く更に大亂あり至らざる
其後歳月を経る餘燭再び盛んありしを古く

也天皇即位元年其叛亂を定めんぬた
 免藤原うまひ字合を將軍とす坂東九國に兵三萬
 を發して騎射を習わし免以てこれを討し別
 小野牛養を鎮狄將軍とすして出羽を鎮撫せし
 免終に多賀城を築き以て夷焰を壓せしむ
 其後まゝ藤原磨を遣ふ陸奥を至出羽に柵
 又通はる直路を開き免をせしむ
 次佛法の神教と戦ふ勝利を得る聖德
 太子の志を以て天下の治を輔けんときを
 免るまゝ大に其勢を振ひ推古天皇に二十九年

寺數四十六僧尼徒負千三百八十余人の多
 及び為僧正僧都を置きてこれを檢校せし
 むる志をもちりし程ありまゝ孝徳改新の政
 を宣うれし後職役多し事務少く冗官
 贅負日月に増加きしまた遊惰淫佚の弊を生し
 昔日の武胆を失ひ事物に就て恐怖の念を増し
 免るし門閥を貴む此風再び起る朝廷に門地を
 以て位階の高下を定むるの有様とありしを
 才高く族卑志高き者の志を得ざるを免るし
 終に當時佛法の帝王の尊敬を得宗門に徒ら俗

世界の法規を拘りては賤卑を出さず其の如
 云ふとも才能の高下を従ひ入唐の幸榮を得又
 天顔を咫尺して恩寵を擅する事を得ず其
 由は佛門に歸して其の甚た多かりし故
 其勢力の實は非常の者とあり文武の朝は
 寺數五百四十五寺あり聖武天皇の如きは終に髮
 を剃て三寶奴と称せしむるに至る天下は國
 分寺を置け施藥院を設けて貧民を救助せしむ
 るは亦また天皇の時を在りて佛法の勢力を弥
 々強く僧玄昉の如きは寵遇を専らあり奸曲を

行ふ事と甚多し為は藤原廣嗣をして叛か
 小至らざるや尤も天皇は其の國分寺を設
 置せしむるに國司の威權弱く志は地方を御
 するに困るる志は先づ佛法を以て人民は心
 を和らぎ國司を以て駕御は容易き事と志は
 せしむる者あり全く佛道に醉るる為は
 あはれし事云ふ

其他天皇の時より尺度の制を定めて山陽南海西海の
 三道水程遠近を量り船舶碇泊の處を定めしむる
 孝謙天皇位より即きまた聖武の志を繼ぎ南島より

標木を建て港灣の名及び海底の深淺を詳記志
 航海者に便し供し又佛法を振興し東大寺に
 寺封四千石を賜ふ其東大寺に行幸は多や儀衛
 元日如く如く云ふ天皇の時亦當り藤原仲磨權
 奸寵を擅り天下の事悉く其意に出つ仲磨則
 ち益々威權を買ちん如欲し皇太子を儲志し
 れを廢し大炊王を立てしこを代ふ左大辨橘
 奈良磨等其廢立を謀る多る益し去れり多る
 ちり次て天皇に勸めり位を讓らしむ去るを淳
 仁天皇と云ふ而し仲磨自ら威權を握り更る

上皇に勸めて制度を改革志武を講やし勢焰
 熾灼多る己りて上皇僧弓削道鏡を寵し稍々
 仲磨を疎んじ仲磨則ち兵を擧げて反し道鏡を
 誅し上皇を幽せんと謀る是と先帝仲磨に姓
 名を賜ひ惠美押勝と云ふ是に至て敗る誅し
 伏し上皇則ち押勝を改むる所の制度を復舊志
 天皇を廢し位を復す去るを稱徳天皇と云ふ
 是と先帝押勝の儲君を代へん如くや其兄
 左大臣藤原豐成深く之を争ふ後為り事坐
 貶竄や至る其舊位を復し

稱徳天皇於一代の制度を改革を行はせり。是れと
 あらふ非らざり。志は更なる大變革を稱はせり。是れと
 も無らざり。如佛法の隆盛を志は最なる甚多
 僧道鏡を寵遇を専らし。太政大臣禪師とあ
 り。百官の拜賀を受け次て天皇を盡惑し。法王
 如あり。漸く以て天下を奪はん。如あり。至る
 是時。爾當て太宰府に主神えんか阿曾磨を云ふもの
 あり。道鏡は阿諛し。神勅を託して位を道鏡に譲
 らん。とを請ふ。天皇即ち和氣清磨を宇佐宮に遣
 へり。神意を請り。む清磨出で其友路。豊永に遇

ふ。豊永こそ是れ言はれ。曰く。子の此行を係り。如あり
 極多し。大あり。旃を勉め。道鏡天位を得。吾
 當り。子如伯夷に從ひ。遊せん。如あり。清磨答て
 曰く。吾生死未れを以てせん。と遂に行く。歸り奏
 志。曰く。開闢以來君臣の分定あり。何者の比丘
 足敢て非望を覬踰せん。如あり。速に未れを顯戮を加
 へよ。神意此如あり。如あり。道鏡怒て之を大隅國に流
 せ。然れども宗社清磨の一言を得て。遂に安志。藤
 原百川其忠を稱し。俸給を半を分ち。こを給
 はせ。云ふ

稱德帝崩以藤原百川等議以天智天皇の皇孫
 白壁王を奉して位に即しむ是城光仁天皇也
 是以天皇立ち道鏡を下野に流し清麿を召志還
 是是時尔當て聖武孝謙二帝佛事の為り無用
 乃資財を抛ち多る後を受け天下此疲弊甚多し
 地方の亂る乘志東夷數々叛け而朝廷此兵
 羸弱しして志を討平たる事能はば天皇これ
 を憂ひ以謂らく孝徳天皇一多し兵制を定め正
 丁三分の一を以て兵役に充て兵器を自便しせ
 志免らるるより以来民多る兵多るを厭ひ繰

練を力給は是是今日乃羸弱を致す所以あり今
 及んる志を改めん終る用を難たし至
 らん也則ち議して其材弓馬を能く其を精
 選志を徵募し應えし軍功を從て功田を賜ふ
 此制を定む其功田の志を三世に傳ふ法を得
 此法を志は是は至武技を長き法者に振る兵
 也あり羸弱は其の志悉く農に歸し朝廷の兵力
 は大に振興し多し然りと雖も一利の一害此伏
 在る所ありて是は至兵農の分定は後世武門武
 士と稱するものを生ずるに至れり

天皇最を心を民事に用ゐ深々天下に困窮を憐
と財用を節しこれを救はんや欲以在位中定む
る所甚多志を雖も冗官を省た袍衣の寛大制
も過ることを禁志淫祀を崇ふことを制し財を貸志
て利を收むるより四期一倍も過る事と戎禁しを
然る如きは京官禄薄く國司利多き故に外任を
望む者多たを以て公解四分の一を減して京官
此俸禄を増やせしむる如きは是れ其重要なる
ものあり

文明史 大野文子 著 大野文子 著

欽明天皇以後此文明史を記載せんと欲しを
先づ外交の事より説くや家を得た故に余
輩は今茲に外交の次第を略陳せんや欲以欽
明天皇の時代より元年秦漢及び諸蕃の民投
化し多しを七十餘戸を諸國に分置を十三
年百濟を征つて佛像經論等を獻せ十四年百濟よ
り醫卜曆等の博士遣番し我より來る藥物を附
送し二十二年新羅入貢し二十三年兵人智聰
儒釋方書明堂圖及び樂器等を齎し來る新羅

入貢はもと河上敏達天皇の代より六年百濟王
 經論及び律師禪師比丘尼咒禁師造寺匠佛工
 を献し八年新羅佛像を献はとあり崇峻天皇
 此の如くあり元年百濟より仏舍利及び僧及び
 寺匠瓦工画工等を献はとあり推古天皇此時
 代より新羅孔雀を献は十三年高麗黄金三百
 兩を献は十五年始末信を通し大禮小野妹
 子を以て使也是十六年小野妹子隋使裴世
 清と俱尔入朝は隋使は歸り及んでまゝ妹
 子を以て大使也是難波雄成を少使とあり

學生高向玄理南淵請安及び僧日文等を率ひ
 て往りむ明年の秋に至り還り二十六年高
 麗入貢志隋の俘及び駱駝を獻は三十一年新
 羅任那入貢は隋の醫慧日福因及び僧徒等隨
 ひ來はあり舒明天皇の時代より二年大仁
 犬上御田耜等を唐尔遣り是四年唐使高表仁
 御田耜等を送り至り五年高表仁等國尔歸り
 吉士雄磨等を送りて送り對馬に至りむ是
 皇極天皇の時代より四年三韓の使者至は
 是河上孝徳天皇此時代より大化元年三韓來

貢以白雉二年新羅入貢其志を却く使者唐
 狄衣冠を着く詔を以て去り四年小山上吉士^知
 長丹を以て遣唐使を以て五年大錦上高向玄
 理を以て遣唐押使とす秋百濟の送使を共
 二歸王書籍寶貨を獻はるとあり天智天皇の時
 代より二年百濟貢し唐の俘を獻は三年唐は
 百濟の鎮將劉仁軌郭務悰を遣し表を進免物
 を獻は四年唐使劉德高等来て好を修む八年
 耽羅王子久麻伎を遣は貢獻は十年劉仁軌使
 を遣して表を上るとあり弘文天皇の時より

元年使を筑紫に遣は國喪を唐使郭務悰等と
 告げ入朝を停むとあり至持統天皇の時より三
 年皇太子草壁薨は新羅の使来り吊をとりあり
 聖武天皇の時代より神龜五年渤海國始り使
 を遣りし來聘は渤海國の高麗の遺民の創天
 平四年遣唐使を發は七年遣唐使還る學生吉
 備真備僧玄昉等偕し歸る聖像十哲の像及び
 曆樂の書佛經等を獻は十一年遣唐副使平群
 廣成渤海國に聘使就いて還るとあり淳仁天皇
 の時代より太宰府に勅て西海の防禦を嚴ふ

小野田守渤海使して還至始多唐の安
 祿山の亂あり我奏にきりちり七年渤海來貢
 以同年新羅と亦貢調以之を却くあり光仁
 天皇の時代より寶龜九年遣唐判官小野滋野
 等唐に還り備き其颺に逢て船破き多
 りしと我奏に次を判官繼人等歸り颺に逢て
 船覆り副使小野石根唐使趙寶英等悉く沈没
 ありしと我奏に十年故の入唐大使藤原清
 河より從二位小野石根より從四位下を贈り清河
 の孝謙天皇勝寶五年唐より使し留學生阿部仲

磨と歸りや此逆風に遭て唐國南邊驩州より
 漂着し土人より劫略せしを遂に唐より留り十余
 年よりして薨る仲磨もまた安南より漂流し唐より
 歸り寶龜元年卒にあり其他尚ほ茲に記載
 せざる彼此の往来に數々あるありて推古天
 皇以前の主より三韓との交通ありたりも其
 以後に支那との間より頻繁なる交際ありたり
 如志然らば則ち此時代我國の文明も大に唐
 土の影響を受けたりや疑ひあるは唐より余輩
 の今將ふ其果して然るや否やを證せんや

形ある

制度

孝徳天皇此時代迄の制度上の變化あり稱はる
 きい推古天皇の朝は冠位及び憲法を設けらる
 ことありのみあり其骨組に至りては更ふ
 變ぜざるを骨政治の體の依然とす其舊
 来の面目を有ち臣連宿祢伴造國造縣主稻置首
 屯倉直等の族姓ありて各々其門閥に従ひ官職
 封土を世襲志居るを中兄皇太子及び中
 臣鎌足等の果斷より由り大化二年に至りて古來

純族制子代民等全々滅し専ら賢を擧げて職を
 居らむとあり然るに天皇の時
 には奴婢の子に奴婢を屬せしむられしを見
 ても門閥の風に全々滅しつゝありて如く爾
 來數年の間族姓此設の更り之ありて天智
 天皇の時ふ至り再ひ氏の上と云ふ者留置く
 とも命ぜらる天武も亦其意を承け更り氏の上
 詔を發して天下の氏族を分法し八等あり諸國
 司の任格及び蕃人仕進の格を定ぬ又考選官ふ
 應ずる者の氏族明らるざれば行能ありて雖

と仕進を得やうとあきらめ是を蓋し門閥養成の
 多し且ハ當時歸化の人甚た多く往々高位高官
 に陞る者ありて我國の組立上喜ぶべしと
 流事ありしを以てあり 委まきとの本紀の中 其
 八等と一よ曰く真人二よ曰く朝臣三よ曰く
 宿祢四よ曰く忌寸五よ曰く導師六よ曰く臣七
 よ曰く連八よ曰く稻置よして各々氏の上あり
 て之れ統轄あり持統天皇は時よと百姓子弟の
 良賤を定むや云ふと見え文武の朝よと奴婢合
 生の子の男女とも母は従ふと云ふとあり亦族

姓上姓必要を感じしきしよ因り者ちあへ
 其後元正天皇の靈龜二年太朝臣安磨を氏の長
 耶麻と云ふと見えたす此氏の長ハ則ち先
 乃氏姓上ありて後世氏の長者の根元ありと云
 ふ
 次よ官司の制度を陳つんに孝徳天皇大化元年
 より上古以来の大臣大連を罷め左右大臣並り
 内臣成置紀同二年よ子代此民屯倉及び臣連伴
 造國造稻置首等の私有此田莊を罷め大夫以上
 より食封宮人百姓より布帛を賜ひ國司及び郡

司即ち大領小領主政主帳並に里坊長令を置
 紀同五年に八省百官を置たり八省に中務治
 部式部民部刑部兵部大藏宮内を云ふ
 天智天皇八年に藤原鎌足を内大臣とす位左
 右大臣に上よ阿蘇高麗の鎌足は後内大臣
 ハ久々中絶し同十年に近江令を編志太政
 大臣也云ふ者を置たり皇子大友を以て之に補し
 左右大臣の上り位を免御史大夫學職頭兵政
 官民官刑官理官宮内大臣糾職大夫等を置たり諸
 部を統轄せしめられり尤も此近江令也云ふ

天智の時と略々成りしと天武の時と九年王公
 群臣に詔し律令式を定む等の事ありて改正加
 加へりて持統天皇の三年六月に發布せり然る
 所者ちれむ諸官司中より天武の時と定はりた
 り者も必は多う海へ
 其後持統天皇乃時より女官内親王内命婦鑄錢司
 中納言等を置りてありしを文武天皇四
 年より至聖制衣冠司也云ふ者を置りて大寶元年
 より大寶令を編し新に官職を定めり其大要
 左に如し

職員を大別して内官外官とて内官は皇都に在る者外官は地方に在る者なり云ふ内官の中みても(一)神祇官(二)太政官(三)中務省(四)式部省(五)治部省(六)民部省(七)兵部省(八)刑部省(九)大藏省(十)宮内省(十一)彈正臺(十二)左右京職(十三)攝津職(十四)文官とて(一)衛門府(二)右衛士府(三)左衛士府(四)右馬寮(五)武官とて(一)外官中(二)内官中(三)太宰府吏を文武兼官とて(二)國守(大上中下の四等)(三)郡領(大上中下小の五等)を文官とて(一)軍團の吏卒(武官)を武官とて(一)外官中(二)内官中(三)太宰府吏を文武兼官とて(二)國守(大上中下の四等)(三)郡領(大上中下小の五等)を文官とて(一)軍團の吏卒(武官)を武官とて

神祇官は神祇祭祀を専務なり太政官の上り位は蓋志神祇祭祀の人事に最も重大なり所天皇の親しく其任に當り給ふ所なり神祇官を之を補助する者ありなり
 太政官は内外文武官は中央政府ありて政務乃大要は総へ知る所あり
 中務省は天皇御由り政要を視給ふ所ありて太政官の所為は制する器械あり
 式部省は内外文官の名帳考課選叙禮儀版位位記賞功監學策試等の事を掌る者あり

治部省ハ五位以上の繼嗣婚姻諸外國の朝聘佛
寺僧尼姓名帳出羽越後等の蝦夷ありて在京せ
は者の接待等ヲ掌る者あり

民部省ハ諸國ハ戸口名籍家人奴婢諸國の田橋
道津濟等を掌る者なり

兵部省ハ内外武官姓名帳考課選叙位記校尉以
下の兵士等名帳兵器城隍烽火等を掌る者あり
刑部省ハ刑名獄囚債負疑讞ハ決定等を掌る者
あり

大藏省ハ官物の出納諸國の調錢金銀銅鐵珠玉

權衡度量官物賣買の估價諸國ハ貢獻等を掌る

者あり

宮内省ハ宮内の雜用供御ハ稻田飲食等ヲ掌る
者あり

彈正臺ハ内外兩官の風俗ハ肅清志非違を彈奏
する者あり

左右京職ハ左右京の戸口名籍糾察田宅雜徭良
賤ハ訴訟市廛度量倉廩租調兵士器仗道橋過所

僧尼の名籍等を掌る者あり

攝津職ハ京職國守の任を兼ふる者ありて船舶

能輻湊を糾は者あり津の京も直接の關係あり
て重大なる所あり故に國守を置ぬる京も等
志く職を置ぬるに國事を掌らるるにあり
衛門府を皇城諸正門の禁衛左右衛士府の宮掖
正門傍の小門の禁衛左右兵衛府を閤門の禁衛
城掌る者あり
左右馬寮の閑馬を調習養飼等を掌る者あり
左右兵庫寮の儀仗兵器城掌る者あり
太宰府を九州一般の軍務筑前一國の政務外國
人の歸化饗食讌を掌る者あり

國守の國內の祠社戸口簿帳農桑の勸課糾察田
宅租調倉廩徭役良賤の訴訟兵士器仗郵驛傳馬
烽候城牧公私の馬牛寺僧尼の名帳を掌る者あり
且但陸奥出羽越後等の國守を兼て蝦夷の饗
給征討斥候を掌る壹岐對馬日向薩摩大隅等の
國守を兼て寇賊の鎮押防守外國人の歸化を掌
る伊勢美濃越前の三關國の國守を兼て關割關
契城掌る者あり
郡領の所部を撫養志之を檢察するを掌る
者あり

軍團の要害の地も在る不時を備ふる者あり
以上述べてゝ内外文武官の外は後宮職東宮職
家令職等云ふ者あり

後宮職負を分つて二と一を所掌ちく天皇の
家族とて見らるる者一は所掌ある官人は
其所掌ちる者一は妃二人四品已上内親王二
夫人三人三位以上臣下の女三嬪四人五位以上
臣下の女ありて自餘所掌は後宮女一内侍司
二藏司三書司四藥司五兵司六闈司七殿司八掃
司九水司十膳司十一酒司十二縫司の十二司は附属

はる者あり

東宮職は皇太子附の役所ありて一東宮坊二舎
人監主膳監主藏監三主殿署主書署主漿署主工
署主兵署主馬署の一坊三監六署と成り
家令職は四品以上の親王三位以上の公卿は家
事を執る者あり
其他前より述ぶは省府等も附属して其管轄を受
る諸司は次表に擧るが如し

(一) 中務省

一職...中宮職

六寮

左右大舍人寮、內藏寮、縫殿寮、圖書寮、陰陽寮

三司...內藥司、內禮司、畫工師

(二) 式部省

二寮...大學寮、散位寮

(三) 治部省

二寮...雅樂寮、玄蕃寮

二司...諸陵司、喪儀司

(四) 民部省

二寮...主計寮、主稅寮

(五) 兵部省

五司...兵馬司、造兵司、鼓吹司、主船司、主鷹司

(六) 刑部省

二司...贓贖司、囚獄司

(七) 大藏省

五司...典鑄司、掃部司、漆部司、縫部司、織部司

(八) 宮内省

一職...大膳職

四寮...木工寮、大炊寮、主殿寮、典藥寮

十三司...正親司、內膳司、造酒司、鍛冶司、官奴司、園地司、土工司、采女司

主水司、主油司、管陶司、内染司、
内掃部司、

(九) 衛門府一司一司一隼人司、

(十) 兵庫寮一司一司一内兵庫、

(十一) 京職一司一司一東西市司、

(十二) 太宰府一司一司一防人司、

其同越六石

上り陳へて諸官司に奉職はる所の官吏を大
別志く長官ホト次官サカ判官ハカ主典ヌシ此四等とて長官の役
所の要務を總へ知王次官を長官を助と判官の
事務を實行し主典も判官を助と判官あり今表を
擧ぐく官省臺府等の四等官を示せば左に如
く

東村大夫一亭一
各官尚典二掌
軍團大錄一少錄二
小錄餘一
不錄大餘一少餘一
中錄大餘一少餘一
上錄大餘一少餘一
大錄大餘一少餘一
不國守一
中國守一
土國守一

東村	大夫	一	亭	一	監	少	二	屬	少	二
各官	尚	一	典	二	掌	道	四			
軍團	大錄	一	少錄	二	從	一	主	二		
小錄	餘	一	扶	一	從	一	主	一		
不錄	大餘	一	少餘	一	從	一	主	一		
中錄	大餘	一	少餘	一	主	一	主	一		
上錄	大餘	一	少餘	一	主	一	主	二		
大錄	大餘	一	少餘	一	主	三	主	三		
不國	守	一					目	一		
中國	守	一			主	一	目	一		
土國	守	一	介	一	主	一	目	一		

女官

Handwritten notes and bleed-through from the reverse side of the page.

官府長官次官判官主典

神祇官	伯	一	副	小大	一	祐	小大	一	大史	一
太政官	三大臣	一	大納言	四	一	少	右辨官 少納言 或	三	外記 右史	小大
省	卿	一	輔	少大	一	忠	少大	二	錄	少大
臺	尹	一	弼	一	一	疏	少大	一	或	一
衛府	督	一	佐	一	一	忠	少大	二	一	一
寮	頭	一	助	一	一	屬	少大	一	一	一
職	大夫	一	亮	一	一	屬	少大	二	一	一
司	正	一				進	少大	一	令史	一
太宰府	帥	一	貳	小大	一	監	少大	二	典	少大
大國	守	一	介	一	一	掾	少大	二	目	少大
上國	守	一	介	一	一	掾	少大	一	目	一
中國	守	一				掾	一	一	目	一
下國	守	一							目	一
大郡	大領	一	少領	一	一	主政	三	一	主帳	三

但内膳尚侍の二
司長官二あり

公卿家				親王家				職署	宮監	東坊	後司	軍團	小郡	下郡	中郡	上郡	大郡	下國	中國	上國	大國	太宰府	司正	職大夫	寮頭	衛府督	臺尹	省卿	太政官	神祇官	官府
從三位	正三位	二位	一位	四品	三品	二品	一品	尚	正	大夫	尚	大毅	領	大領	大領	大領	守	守	守	守	帥	正	大夫	頭	督	尹	卿	三大臣	伯	長官	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	次官	
			扶	扶	扶	扶	扶			亮	典	少毅	少領	少領	少領	少領	介	介	介	介	貳	亮	助	佐	弼	輔	大納言	副小	判官		
		從	從	從	從	從	從	佑	進	掌	或或或				主政	主政	主政	掾	掾	掾	監	佑	進	允	尉	忠	丞	少納言	祐小	判官	
		一	一	一	一	一	一	一	少大	或欠					一	二	三	一	一	一	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	大史	主典
書吏	書吏	書吏	書吏	書吏	書吏	書吏	書吏	令史	令史	屬		主帳	主帳	主帳	主帳	主帳	主帳	目	目	目	目	典	令史	屬	屬	忠	疏	錄	外記	小史	大史
一	二	少大	少大	一	一	少大	少大	一	一	少大		一	一	一	一	一	一	一	一	一	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大	少大

但内膳尚侍の二
司は長官ニ入る

女官あり

大園守	一	介	一	祿	大	一	目	大	一
大宰丞	一	真	大	一	一	一	典	大	一
后	五	一	一	一	一	一	令	大	一
鄰	大夫	一	一	一	一	一	一	一	一
寮	一	一	一	一	一	一	一	一	一
衛	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺	一	一	一	一	一	一	一	一	一
省	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大	三	大	大	一	一	一	一	一	一
軒	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官	一	一	一	一	一	一	一	一	一

后内親尚侍の
同内親尚侍の

右四等官此中より入らざる者左の如し

(一) 中務省

- 侍従 八人
- 内記 大 中 少 各 二人
- 監物 大 二人 中 少 各 四人
- 主鈴 大 少 各 二人
- 典鑰 大 少 各 二人

(二) 大學寮

- 博士 一人
- 助教 二人
- 音博士 二人

書博士二人
算博士二人

判事大二人、中少各四人

(三) 刑部省

解部 大十人、中二十人
少三十人

又任官の次第は左の如し

大納言以上

左右大辨

(一) 勅任

八省卿

五衛府督

彈正平

太宰帥

(二) 奏任

内外諸司主典以上

郡領軍毅

主政

(三) 判任……
主帳
家令

(四) 式部判補
舎人史生使部伴部
帳内資人等

是より就紀流内官流外官と云ふ事あり流内官
 及び官位相當あり者を云ひ流外官とた官位相
 當せざる者を云ふ流内官の表紙舉るゝと左に
 如し

正五位上	正五位下	正六位上	正六位下	正七位上	正七位下	正八位上	正八位下	正九位上	正九位下	正十位上	正十位下	正十一位上	正十一位下	正十二位上	正十二位下	正十三位上	正十三位下	正十四位上	正十四位下	正十五位上	正十五位下	正十六位上	正十六位下	正十七位上	正十七位下	正十八位上	正十八位下	正十九位上	正十九位下	正二十位上	正二十位下	正二十一位上	正二十一位下	正二十二位上	正二十二位下	正二十三位上	正二十三位下	正二十四位上	正二十四位下	正二十五位上	正二十五位下	正二十六位上	正二十六位下	正二十七位上	正二十七位下	正二十八位上	正二十八位下	正二十九位上	正二十九位下	正三十位上	正三十位下	正三十一位上	正三十一位下	正三十二位上	正三十二位下	正三十三位上	正三十三位下	正三十四位上	正三十四位下	正三十五位上	正三十五位下	正三十六位上	正三十六位下	正三十七位上	正三十七位下	正三十八位上	正三十八位下	正三十九位上	正三十九位下	正四十位上	正四十位下	正四十一位上	正四十一位下	正四十二位上	正四十二位下	正四十三位上	正四十三位下	正四十四位上	正四十四位下	正四十五位上	正四十五位下	正四十六位上	正四十六位下	正四十七位上	正四十七位下	正四十八位上	正四十八位下	正四十九位上	正四十九位下	正五十位上	正五十位下
正五位上	正五位下	正六位上	正六位下	正七位上	正七位下	正八位上	正八位下	正九位上	正九位下	正十位上	正十位下	正十一位上	正十一位下	正十二位上	正十二位下	正十三位上	正十三位下	正十四位上	正十四位下	正十五位上	正十五位下	正十六位上	正十六位下	正十七位上	正十七位下	正十八位上	正十八位下	正十九位上	正十九位下	正二十位上	正二十位下	正二十一位上	正二十一位下	正二十二位上	正二十二位下	正二十三位上	正二十三位下	正二十四位上	正二十四位下	正二十五位上	正二十五位下	正二十六位上	正二十六位下	正二十七位上	正二十七位下	正二十八位上	正二十八位下	正二十九位上	正二十九位下	正三十位上	正三十位下	正三十一位上	正三十一位下	正三十二位上	正三十二位下	正三十三位上	正三十三位下	正三十四位上	正三十四位下	正三十五位上	正三十五位下	正三十六位上	正三十六位下	正三十七位上	正三十七位下	正三十八位上	正三十八位下	正三十九位上	正三十九位下	正四十位上	正四十位下	正四十一位上	正四十一位下	正四十二位上	正四十二位下	正四十三位上	正四十三位下	正四十四位上	正四十四位下	正四十五位上	正四十五位下	正四十六位上	正四十六位下	正四十七位上	正四十七位下	正四十八位上	正四十八位下	正四十九位上	正四十九位下	正五十位上	正五十位下

一品	太政大臣	左右大臣
二品	大納言	太宰
三品	八省卿	大納言
四品	正一位正二位	大納言
五品	從一位正三位	大納言
六品	從四位正五位	大納言
七品	從六位正七位	大納言
八品	從七位正八位	大納言
九品	從八位	大納言
十品	從九位	大納言
十一品	從十位	大納言
十二品	從十一位	大納言
十三品	從十二位	大納言
十四品	從十三位	大納言
十五品	從十四位	大納言
十六品	從十五位	大納言
十七品	從十六位	大納言
十八品	從十七位	大納言
十九品	從十八位	大納言
二十品	從十九位	大納言
二十一品	從二十位	大納言
二十二品	從二十一位	大納言
二十三品	從二十二位	大納言
二十四品	從二十三位	大納言
二十五品	從二十四位	大納言
二十六品	從二十五位	大納言
二十七品	從二十六位	大納言
二十八品	從二十七位	大納言
二十九品	從二十八位	大納言
三十品	從二十九位	大納言
三十一品	從三十位	大納言
三十二品	從三十一位	大納言
三十三品	從三十二位	大納言
三十四品	從三十三位	大納言
三十五品	從三十四位	大納言
三十六品	從三十五位	大納言
三十七品	從三十六位	大納言
三十八品	從三十七位	大納言
三十九品	從三十八位	大納言
四十品	從三十九位	大納言
四十一品	從四十位	大納言
四十二品	從四十一位	大納言
四十三品	從四十二位	大納言
四十四品	從四十三位	大納言
四十五品	從四十四位	大納言
四十六品	從四十五位	大納言
四十七品	從四十六位	大納言
四十八品	從四十七位	大納言
四十九品	從四十八位	大納言
五十品	從四十九位	大納言
五十一品	從五十位	大納言
五十二品	從五十一位	大納言
五十三品	從五十二位	大納言
五十四品	從五十三位	大納言
五十五品	從五十四位	大納言
五十六品	從五十五位	大納言
五十七品	從五十六位	大納言
五十八品	從五十七位	大納言
五十九品	從五十八位	大納言
六十品	從五十九位	大納言
六十一品	從六十位	大納言
六十二品	從六十一位	大納言
六十三品	從六十二位	大納言
六十四品	從六十三位	大納言
六十五品	從六十四位	大納言
六十六品	從六十五位	大納言
六十七品	從六十六位	大納言
六十八品	從六十七位	大納言
六十九品	從六十八位	大納言
七十品	從六十九位	大納言
七十一品	從七十位	大納言
七十二品	從七十一位	大納言
七十三品	從七十二位	大納言
七十四品	從七十三位	大納言
七十五品	從七十四位	大納言
七十六品	從七十五位	大納言
七十七品	從七十六位	大納言
七十八品	從七十七位	大納言
七十九品	從七十八位	大納言
八十品	從七十九位	大納言
八十一品	從八十位	大納言
八十二品	從八十一位	大納言
八十三品	從八十二位	大納言
八十四品	從八十三位	大納言
八十五品	從八十四位	大納言
八十六品	從八十五位	大納言
八十七品	從八十六位	大納言
八十八品	從八十七位	大納言
八十九品	從八十八位	大納言
九十品	從八十九位	大納言
九十一品	從九十位	大納言
九十二品	從九十一位	大納言
九十三品	從九十二位	大納言
九十四品	從九十三位	大納言
九十五品	從九十四位	大納言
九十六品	從九十五位	大納言
九十七品	從九十六位	大納言
九十八品	從九十七位	大納言
九十九品	從九十八位	大納言
一百品	從九十九位	大納言

(三) 判任 主帳
 家令
 (四) 式部判補 舎人史生使部伴部
 帳内資人等
 是に就て流内官流外官と云ふは、何れも流内官
 たる官位相當あり者を云ひ流外官とて官位相
 當せざる者は云ふ流内官の表は、擧げざるに左
 如し

日本通鑑 卷三十一
 三十一

一品

太政大臣

二品

左右大臣

親

三品

大納言
太宰

王

四品

八省卿

正從一位
正從二位

太政大臣
左右大臣

諸

正三位

大納言
勲一等

(四)式部判補

舍人史生使部伴部
帳内資人等

是ニ就ル内官流外官と云ふ事ハあり流内官
ノ官位相当アリ者ヲ云ヒ流外官トシ官位相
當セキ者ヲ云フ流内官ノ表頭舉ガキハ左
如シ

	正從二位	諸
	正三位	
臣 左右大臣	從三位	王
	正四位	諸
大納言	從四位	
勲一等	正五位	臣
中納言	從五位	
勲二等	正六位	
	從六位	
太宰帥	正七位	
	從七位	
上	正八位	
皇太子傳上	從八位	
上	正九位	
彈正乎上	從九位	
下	正十位	
七省卿下	從十位	
下	正十一位	
神祇伯	從十一位	
神祇伯	正十二位	
中宮大夫	從十二位	
中宮大夫	正十三位	
春宮大夫	從十三位	
春宮大夫	正十四位	
勲四等	從十四位	
勲五等	從十五位	
勲六等	從十六位	
勲七等	從十七位	
勲八等	從十八位	
	從十九位	
	從二十位	

太宰帥

中辨

小輔

小副

少丞

大納言

大貳

督頭

大內記

少監

中納言

大夫

大國守

大史

大進

勲一等

大輔

督

奉膳

正助

勲二等

大判事

大國守

家令

上國介

階

階

階

階

階

下

上

下

上

階

下

階

階

階

勲三等

大輔

大國守

家令

上國介

勲四等

大判事

大國守

家令

上國介

勲五等

大判事

大國守

家令

上國介

勲六等

大判事

大國守

家令

上國介

勲七等

大判事

大國守

家令

上國介

勲八等

大判事

大國守

家令

上國介

流内官
官位相
左

階 下 大宰大監 大丞 少忠 中判事 助 佐衛 正 內藥侍醫 博士大學 大國守 中國守 勲七等	階 上 小副 大內記 大忠 大史 奉膳 正 家令 二品	正六位
階 下 少祐 少判事 大宰大判事 少進 大進 大尉 大主 正 頭首 下國守 勲八等	階 上 大祐 大宰少監 少丞 中監物 大進 助 正 上國介 家扶 家令 二品 三品	從六位
階 下 大外記 大宰大工 大宰少判事 少史 大錄 大疏 大進 少尉 少藏大主 正 家扶 家令 四品 二品	階 上 中內記 大外記 大宰大工 大宰少判事 少史 大錄 大疏 大進 少尉 少藏大主 正 家扶 家令 四品 二品	正七位
階 下 少外記 少允 博士 大國少掾 上國掾 文學 家扶 家令 正 二品 三品	階 上 少外記 少允 博士 大國少掾 上國掾 文學 家扶 家令 正 二品 三品	從七位
階 下 少內記 大宰少典 大宰少工 大宰主 少錄 少疏 少主 少藏大主 正 家扶 家令 二品 三品	階 上 少內記 大宰少典 大宰少工 大宰主 少錄 少疏 少主 少藏大主 正 家扶 家令 二品 三品	正八位
階 下 神祇大夫 大解部治 大解部刑 中解部 大志 判事少屬 博士 醫博士 家從 家令 二品 勲十一等	階 上 神祇小史 少屬 少志 少典 師 醫師 家從 大國大目 二品	從八位
階 下 少解部湖 少屬 大屬 竿師 大國目 上國目 家大書史 家大書史 家大書史 勲十二等	階 上 少屬 大令史 令史 書師 大宰判事 少書史 大書史 少書史 大書史 少書史 二品 三品	大初位
階 下 少令史 挑文師 大宰判事小令史 中國目 少書史	階 上 少令史 挑文師 大宰判事小令史 中國目 少書史	少初位
階 下 家書史 家書史 二品	階 上 家書史 家書史 二品	少初位

五三	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
五二	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
五一	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
五〇	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四九	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四八	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四七	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四六	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四五	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四四	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四三	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四二	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四一	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言
四〇	大納言	中納言	下	大納言	中納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言	大納言

是年中納言被罷也造大幣司下物職を置るる中
 納言の大寶令外の官ありて時わつては罷る
 り者あり同二年又參議五人を置めしるは是
 亦其負數の不定ありあ次々慶雲二年大納言(大
 寶令ふたし四人)を二人わつて中納言を復た三人と
 志し知太政官事を置るるり知太政官事を置
 るるは是れ太政大臣が重任天智の皇子が
 以て之より任り太寶令撰定の時より有徳此人り
 何れやよきば任りしあつて關然官と稱し
 五程のものありて容易に任りしる者あり

其の故なるを

其後元明天皇の朝に催鑄錢司を置り郡司大小領を終身官なり元正天皇の時養老改修の令を發布せしむるに只按察使を置りしむるに其の他別な官司に制し變革ありしを亦見ゆ

聖武天皇の時官司に制置廢止興復等多くありしに神龜元年に催造司を置り同五年に中匠寮中衛府を置り天平二年に皇后宮職施藥院を置り

悲田院を置りしは天皇の御事ありしに何年此事ありしに詳あり

同三年に畿内總官諸道鎮撫使を置り同十六年鎮西府を置り太宰府を廢去同十七年に太宰府を復せり
孝謙天皇天平勝寶元年に紫微臺を置り藤原仲磨紫微令に進み紫微内相なりしに紫微内相の官位大臣に下し有りと雖も奥向の要務を掌り天下に軍政を知らしむる故に威權無雙の者なり

淳仁天皇天平寶字元年に仲磨の意に従ひ官

省の名を改め唐名に倣ひ乾政官坤宮官神官

倍部文部禮部仁部武部義部節部智部紀政臺内
史局鎮國衛司門衛左右勇士衛左右虎賁衛等を
置た官職の名を改めし法例へて三大臣は大師
大傅大保大納言を御史大夫中衛大將を大尉や
云ふが如く同三年より授刀衛を置たり同七年より
僧道鏡は大臣禪師と仲麻呂謀叛伏誅の故
を以て官省の名を舊より復やせしむるが稱徳天皇
天平神護元年より授刀衛を改めし近衛府なり
内既寮を置き太政大臣禪師の官を定免同二年
より法王法臣法參議を置られしなり然るに是

を僧道鏡並に其徒は為りし者ありて固
とて一時の事ありし道鏡罪を得るよ及て此官名
と亦止らるなり
諸官司の制並に其沿革の大略上は陳へしあり
如く之を就た讀者の注意を促がしむるなり
中央政府行政上の組織是より此組織を見し
の大寶令中大政官や中務省との關係を知るを
以て最も必要とし其關係を知らんとせば
より先づ兩者の職を知るべきなり
故に余輩は先づ其職掌を説き起さん

あり
 太政官の百官の上り在り天下の政務を總へ知
 其職負の太政大臣一人、左右大臣各一人、大納
 言四人、少納言三人、左右辨大中少各一人等あり
 其職掌左の如し

太政大臣
 (一) 天皇の師範なる事
 (二) 有徳の官ありて職掌あり
 (三) 其人無幾と知れ之に關く
 (一) 政務を統理する事

左右大臣

(二) 彈正の不當を正し事

大納言

(一) 政務に參預する事
 (二) 天皇の意見を呈する事
 (三) 天皇の侍從する事

少納言

(一) 小事を奏宣する事
 (二) 鈴印傳符の請進等職掌する事
 (三) 天皇の侍從する事

左辨官

中務式部治部民部の四省を管して庶事を受く附く事

右辨官

兵部刑部大藏宮内は四省を管さず庶事を受け附く事

是を以て之を觀るは大小納言を皆天皇の侍從と特は少納言の内二人を常侍と侍從と事あるは三大臣の天皇に直接の關係を有するを得ざる者なり

次り中務省の天皇の由り政要を視給ふ役所は左省の八省中の重要なる者なり其職負章程は左

卿一人

- (一) 天皇の意見を呈する事
- (二) 詔勅の文案を審署する事
- (三) 天皇の命も時と或は之を覆奏する事
- (四) 文武勅奏任官の辭表を受納する事
- (五) 文武位官に勅奏授任を掌る事
- (六) 勅奏判任官の考課を掌る事
- (七) 戸籍帳租調簿紙天覽を供する事

- (八) 天皇の侍従の事
- (九) 警衛の事

輔少一人

掌する事も畧は卿と同く

侍従八人

- (一) 常侍の事
- (二) 警衛の事
- (三) 小事の諫る事

此の如く中務卿輔の文武官の考課選叙を掌する文武兼務の官あり。故以て帶劔を掌する事を得ざる大臣の如きの皆勅命に依りてあつたり。故に帶劔は

事を得ざるの事あり。故に詔勅は皆之に依り中務省に留置て其寫を太政官に送るを定制とす。中務省より出で常侍の侍従八人太政官より出で常侍の侍従一人は定制あり。故に中務省の時太政官を制する者あり。其他式部省の文官全體は考課選叙を取調へ兵部省の武官全體の考課選叙は取調へず。中務省の用は供する者なから。故に此兩省は中務省より次々の省中は重要あり。位置は置められ等當時の組立も能相制して專横の弊は禦く者あり。故に

次子冠を以て位章あり制度を創りて推古
 天皇十一年十二月乙聖德太子の冠位六品十二
 階を定むるを始とす其六品十二階を左
 の如し

- (一) 小大徳
- (二) 小大仁
- (三) 小大禮
- (四) 小大信
- (五) 小大義
- (六) 小大智

其後孝徳天皇大化三年十二月冠位を改増して
 (一) 小大織冠 服色深紫 (二) 小大繡冠 服色深紫 (三) 小大紫冠 服色淺紫 (四) 小大
 錦冠 服色真緋 (五) 小大青冠 服色紺 (六) 小大黒冠 服色緑 (七) 建武 服色
 小黒 七色十三階ありて同五年二月

乙上 (一) 小大織 (二) 小大繡 (三) 小大紫 (四) 小大華 下上 (五) 小大山下上 (六) 小大
 乙下 (七) 立身十九階とあり天智天皇三年二月
 乙復増して (一) 小大織 (二) 小大繡 (三) 小大紫 (四) 小大錦 上中下
 (五) 小大山上中下 (六) 小大乙上中下 (七) 小大建の二十六階
 ありて天武天皇の九年より親王以下庶人あり至
 りて服色を定む禁式九十二條を定むる云ふこと
 ありて十四年正月乙至る更なる爵位の號を改め
 階級を増加し

- (一) 親王……………明位四階
 - (二) 諸王……………淨位八階
- 十二階

(三) 諸臣

- (一) 正位 八階
- (二) 直位 八階
- (三) 勤位 八階
- (四) 務位 八階
- (五) 追位 八階
- (六) 進位 八階

四十八階

如 冠色の悉く之紙黒とあり唯服色のみを以て位等紙分別はるありて其服色の左に如く

(一) 明位 淨位 朱華

(二) 正位

深紫 直位四階

(三) 直位

浅紫 直位四階

(四) 勤位

深緑 直位四階

(五) 務位

浅緑 直位八階

(六) 追位

深葡萄 直位八階

(七) 進位

浅葡萄 直位八階

持統天皇四年より服色の改正あり八等如く
 推古天皇以後持統天皇はどが冠位の制度大畧

日本通鑑 卷三 四十六

此の如く然り文武天皇大寶元年三月に至り更ふ冠位服色改正頒行せしむ

- (一) 親王 …………… 明冠 四階
 - (二) 諸王 …………… 淨冠 十四階
- 十八階

- (三) 諸臣 ……………
- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 正冠 六階 | 直冠 八階 | 勤冠 四階 | 務冠 四階 | 追冠 四階 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
- 三十階

進冠四階

- (四) 外位 ……………
- | | |
|-------------|------------|
| 直冠正五位上より始まり | 進冠少初位下より終る |
|-------------|------------|
- 二十階

- (五) 勲位 ……………
- | | |
|------------|-----------|
| 正冠正三位より始まり | 追冠後八位より終る |
|------------|-----------|
- 十二階

とまゝ冠を賜ふ候停免易ふ候は位記を以てせらるる是を冠位也云ふとい廢せしむる官位の制とありあの其官位乃次第の左表に擧る

可如

(一) 親王 一品、二品、三品、四品

(二) 諸王 勅授... 從一位、從二位、從三位、
 從四位上、從五位上、
 諸臣 奏授... 從六位上、從七位上、從八位上、
 判授... 少初位上、
 (外八位上) 三十階

(三) 勳位 勅授... 一等、二等、三等、四等、五等、六等、
 奏授... 七等、八等、九等、十等、十一等、十二等、

服の色

(一) 親王... 深紫

(二) 諸王... 一位 深紫
五位以上 淺紫

(三) 諸臣
 一位 深紫、三位以上 淺紫、
 四位 深緋、五位 淺緋、
 六位 深緑、七位 淺緑、
 八位 深縹、初位 淺縹

次り當時に於て其禮式に制と云ふ者も確定し
 ることあるを左に之を掲げんや
 上古の禮に確りあるは其今日に傳りし者推古
 天皇に十二年に朝禮を改め詔を曰く『凡そ宮
 門出入りせん時を両手を以て地を押し兩脚を
 以て之に跪き相を越はし時立ちて行け』又其宮
 門出入り褶袖附たりむとあるを始りて次に
 孝徳天皇の大化三年朝參の禮を定免凡そ位
 する者必は寅時南門の外に左右に羅列し日
 の初出を候ひて庭に就きて再拜して廳に侍り若

志晚く参らざりて侍り候得ざり午の時に至
 て鐘を聴きて退けり云ふ詔を發して天智天皇八
 年を朝廷の禮儀に行路相避の禮と宣ふと
 云ふと見えぬ然れども其作法を知りし由あり但し
 天武天皇の十年に跪禮匍匐の禮に停り更なる難
 波朝廷の立禮に用ゐるべしと云ふを以て之
 を推して義を孝徳の朝より立禮あり志を天智
 の時より跪禮匍匐の禮にせしむるべし如く天武
 天皇の時より九年に禁式九十二條を定め十年
 に難波朝廷の立禮を用ゐる詔を發せしれ又詔

志て男女の髪を結び漆紗冠を着せしめ男女衣服
 の有欄無欄結紐長紐任意之類服せし但し會集
 此日欄衣を着て長紐を着るは唯男子の圭冠を
 被むる括緒くわくその禪を着る可也女年四十以上の髪
 の結不結及び乘馬任意ありや云々是より持統
 天皇の時より朝堂相見の儀始定めし然れ文武天
 皇の時より二年又朝儀を定めしれども是より
 や其文始存るは慶雲元年より朝會は榻を用ゐる百
 官跪伏の禮始罷むると見ゆ天武の詔は漸々廢
 まるは者や見ゆと云々元明天皇の時より和銅五

年より諸司の人等衣服の作成は標狭小或は裾大
 長又衽乃相遇ふ事甚お淺く行趨は時より開成易
 去如此服も大禮は無禮類成以宜去く所司を
 り嚴禁を加へしむ可し又無位の朝服も自今以
 後皆欄黄衣を着け欄の廣さ一尺二寸あるは
 等の制を布らる元正天皇の養老三年より五位
 以上より牙笏始把らし是六位以下より木笏を把
 らしむる此制を定めしは是より
 儀式は属する事項は齋明天皇の時より孟蘭盆會
 始設け天武天皇の時より大射の禮を定め新嘗祭

小悠記須記を定免大祓所行り是持統天皇の時
 又大學寮より正月乙卯又杖八十枚所獻し由り
 卯杖の式を定めり是文武天皇の時又釋奠の式
 を行りれ聖武天皇の時又孟蘭盆會の供所備る
 志を定めり是光仁天皇の時又天長節や
 云ふ者を定免り是見ざる其詳細の事
 之今之を畧す

次り刑法の第三十四代推古天皇の時聖德太子
 此憲法十七條所制定せられり是稍々其趣
 を變ぜり是等ハ皆國民乃心得所綴る者

今今日の訓諭布令此如た者乃云刑法上り
 關る語を一一見ゆ所あり今其中の一條を左
 小舉ぐ之を証せん其第二條は曰く

篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之
 極宗何人非貴是法人鮮尤惡能教從之其不歸三
 寶何以直枉也以見之正者刑法より云
 不忠考妣者見ざる天皇の廿八年又君后に
 隱者ありは同く其罪に處り重く刑法を科せ
 んや何れ者是あり

第三十七代孝徳天皇に至る制度の變革ありしは
 刑律も稍々備はり古来の刑法を廢絶せられたる
 紀天智天皇其後繼承け専ら唐法を擬しし律令
 を定む是は近江朝廷の律令なり云ひ屢々筆削を
 施し天武天皇純時より及んで全く成り持統天皇
 の三年之に諸司より頒賜に文武天皇立り及んで
 其れ全く唐法を擬しし惡み刑部親王藤原不比
 比等等より勅して更に律令を撰定せしむ是は大
 寶令と云ひ律六卷令十一卷ありを元正天皇
 養老二年より復藤原不比等等より勅して之を改修

し免律十卷令十卷と云ふ是養老刊修の律令
 ありし今の所謂大寶律令是あり率に唐法を擬
 し唐名を取ると雖も亦大に我國古来の法律を
 斟酌ありし者あり是に至りし我國の律令全く
 定は其律分て十二編あり名例、衛禁、職制、戶婚、廐
 庫、擅興、賊盜、鬪訟、詐偽、雜捕亡、斷獄ありし刑法民
 法違警罪法等皆其中に備はるる其刑は笞杖徒
 流死の五種ありし笞罪五杖罪五徒罪五流罪三
 死罪二あり笞罪は十より五十に至り若し贖銅は
 寬典より從ふと云ふは一斤より五斤に至り杖罪は

六十と至一百と至り(若贖銅の寛典と従ふや
 の六斤より十斤ふ至り)徒罪の一年より三年と
 至り(若贖銅の寛典と従ふと)廿斤より六十
 斤と至り(流罪の近流中流遠流の三ふ分也)若贖
 銅の寛典と従ふとき、百斤と至り百四十斤と至
 る(死罪の絞斬の二り分る)若贖銅の寛典と従ふ
 や、各二百斤と(是と就き六議と云ふこと、
 至第一の議親と皇親或は皇后の親族の集議
 以上其罪を軽くし、ことを云ひ第二の議故や、
 又志く恩遇を辱くや、者の集議の上其罪を輕

くし、ことを云ひ第三の議賢と、大德行する者
 の集議以上其罪を軽くし、ことを云ひ第四の議
 能と、大才藝する者の集議の上其罪を軽くし、
 ことを云ひ第五の議功と、大功勲ある者の
 の集議の上其罪を軽くし、ことを云ひ第六の議
 貴と、三位以上此者の集議の上其罪を軽くし、
 ことを云ふ者は、是あり然し、八虐の請減せざると
 あり、六議に附け、ことを許さば、大赦常赦の二寛
 典あるの中、その常赦の時、その原をきざらば、罪
 ありと云ふ、其八虐とい謀反や、國家を危く

此の事と云ふ謀王大逆也山陵及び宮闕を毀を謀
 至謀叛と云ふ國を背起偽に從ふを謀至惡逆也
 祖父母或は父母等所歐ち或は殺さんや謀等
 の事所為し不道也一家に於て死罪ふ非や
 者三人を殺し等の事を為し大不敬也大社所
 毀ち大祀神御所物或は乘輿服御の物所盜む等
 の事を為し不孝と云ふ祖父母父母所詛詈と云ふ等
 此事を為し不義と云ふ本主本國守見受業師を殺
 し等の事を為しを謂ふるなり
 流罪乃場所の近流より越前(京より三百十五里)

安藝(京より四百十九里)の二國を當て中流より
 信濃(京より五百六十里)伊豫(京より五百六十里)
 の二國を當て遠流より佐渡(京より千二百廿五
 里)隱岐(京より九百十里)伊豆(京より七百七十里)
 安房(京より千百九十里)土佐(京より千二百廿五
 里)常陸(京より千五百七十五里)の六國所當て
 此の事と云ふ
 四十六代聖武天皇以後は佛法流行乃響より數
 々大赦所行をせ又見禁の囚徒死罪の者を流り
 處し流罪の者の徒に處し大辟所流る後ふと云ふ

亦屢あり志の光仁天皇の時々々稍々峻嚴と云
 至放火盜賊或は官物所損はる者も皆格殺り處
 去恩赦の際も々々輕減せしむる様もあつた
 多し此格殺の刑は當時増し加はれり所な
 り

次り財政上此事は上古も前卷に於て陳述し多
 法お如く調役の法確立せば上々徴收せしむ
 るに寧ろ下より貢獻せしむる如き有様あり
 世換り時移りり從ひ漸く骨に勢力強くと下民は
 虐待りし此風あり法を以て租賦の徴收り從

事せしむるあり然るに孝徳天皇乃時迄ハ
 如何も法規に從ひ之を徴收し多法者あり
 や更し知る可らば天皇の大化二年に始り班
 田收授の法を行ひ租庸調の制制定せらるる租
 田租は事庸といふ夫役料の事あり調は家税
 の事あり其詳細の如たは順次左に擧ぐるを見
 て知るべし

第一租の事を説くんや先づ田地乃制と
 五陳べざるは上古の高麗尺方六尺の曲尺
 七尺の四分一厘 故以て一歩とあり五歩を以て

一代とあり一田畝の數へ来りて孝徳天皇の大
 化二年は其制を改め高麗尺方五尺を以て一步
 あり長三十歩廣十二歩を以て一段とあり十
 段一町とあり然れども積年の習慣の一
 朝より破る難く人民の依然として上古の制
 用を代を以て田畝を數つては天皇と斗外
 此制未だ改まりて新制の容易に行は難きを
 知り白雉三年の頃を至方六尺一步二百五十歩
 一段の制とあり是れより古の二百五十歩一段を
 代を以て數ふるとありて舊來の制

亦同く新制乃三百六十歩一段と其大を異
 故あり近江朝廷の令撰定は頃より是と
 同一の理由より制の舊來の制は従ひ唯々名稱
 のみ歩代と云りて段町を稱して是れあり志
 が大寶令撰定の時は再々大化の制を復し方
 五尺一步三百六十歩一段の制を依次と和
 銅六年舊來の尺度を廢し唐尺大尺一曲尺の用
 る其方六尺を以て一步あり三百六十歩一段
 とあり十段を一町とせし是則ち天正文祿
 乃頃より行はるる段歩の制あり云ふ

と給ひるるの土地若し薄墾ありて毎歲耕種は
 若干堪へざる如きは易田の制とて倍增其田給
 給し隔年より耕種せしむる能定あり是より就
 班田收授の法を云ふと云ふ其法は六年毎
 天下の戸籍を調へ死生を考覈し生者より六
 歳以上あるは田を給し死者の田は之を公に還
 附せしむる者あり此口分田の墾り之を良人より
 給與せしむる者ありは奴婢の亦之を給與せしむ
 ることありと云ふ其額も良人の三分の一あり
 奴の良人の男は標準とて婢の良人の女を標準

として之を授けの制ありた
 墾田は荒蕪の地は開墾志ある者を云ひ公私の
 二種あり公墾田は官より民に役して開墾せし
 めしむる者あり私墾田は民より與つて開墾せし
 めしむる者あり養老七年は墾田の法を定め舊溝
 地より添ふる開墾志ある者の終身其田を私有し
 新に溝池垣穿ちて開墾しむる者の三世其田を
 私有しむるの制とありきしむる土地還納の期は至
 るに民往々望を失ひ耕種力なれば墾田再び荒
 蕪に屬せしむる數ありしむるが天平十五年は私墾

田を世々之類私財なりを許されり是を
 且經濟上著し其餘裕を見り至りて天下は
 私田多く公田少き弊所生ずるや云ふ公
 田減少私田多き蓋し公田の租を
 減少する弊あり知るなり
 水田の外は陸田宅地園地と稱する者あり是を
 所持り規定所設ならざる陸田は霖澇等も備へ
 ざる者あり或る部分の民あり陸田一町以上
 二十町以下を賜り租粟段とに三升の定あり
 宅地は空閑地は於て便宜之類占有せしめ
 園地は郷土の廣狹を應志每人は均分し之を

給し戸の上中下は従つて桑漆を植ふるは
 制めて桑漆の數は上戸桑三百根漆一百根以上
 中戸桑二百根漆七十根以上下戸桑一百根漆四
 十根以上を定むれど土地の廣狹を依りて
 必し此制に従ふを要せば又園地なき者の
 此限りは所せざる且水田は私有の田は除け
 ては決して賣買所許なきなり宅地園地を
 自由にして賣買はるるを許されり
 以上陳へる事者あり田地の制は大畧明瞭あり
 今や進んで租の制を説かんは租は即ち輸

租田より徴收する者ありて大化二年の制は依
 是バ段おとより租稻二束二把所ことと租稻二十
 二束あまみ上田一段のみを五十束の稻額得一束
 の米五升を得るの故り是制は則ち二石五斗ふ
 就一斗一升を租税として納めしむる者あり
 白雉の頃より大寶の頃迄は段歩制を共ふ束
 把の制を舊來の制は復一段おとより一束半所お
 とより十五束の租稻を納めしむるの制あり居
 るは是は一束半の大化の二束二把は當五
 五束を二十二束は當る者ちきば租額の實數は増

減るの事なりと知りて然るは大寶年間に至
 り再び大化の制は復た段お二束二把所は二十
 二束おとより一束半の制は復た段お二束二把所は二十
 二束おとより一束半の制は復た段お二束二把所は二十
 此租と稱する者ハ田は上中下等は應し増減
 ありとあり郷土の寛狭地質の肥瘠肥料は一戸
 内は入り或は上田を授け或は中田を授け或は
 下田下下田を授け平均額得せしめ上田の租
 額を標準ありて之を徴收せしむるの制はあり
 陸田の段おとより租粟三升の割合あり
 租と共に官に納る者を地子と云ふ則ち是輸地

子田より徴收せし者あり其制多依田地を上中下下々の四等に分ち上田の一町は五百束中田の一町は四百束下田の一町は三百束下々田の一町は百五十束は收穫は多者あり地子ありきり收穫の五分の一を輸せしむるは定先あり

第二は調ひの郷土産物即ち絹^{ぬい}純^{じゆん}絲^し綿^{めん}布^ふ等類調貢せしむるの制を謂ふあり其規定は絹純の正丁一人は附長八尺五寸巾二尺二寸美濃の純は長六尺五寸巾二尺二寸絲は八両綿は一斤布は長

二丈六尺巾二尺二寸望院の布は長一丈三尺巾二尺八寸其他雜物の鹽あきを三斗^{あき}鯉^いあきを十斤滑^{はら}海^{うみ}藻^もあきを二百六十斤^{あき}鯉^いあきを三斤等あり

第三は庸とを正丁の年は十日間公役は服は定ぬ定ぬありしを之類欠席せしむる其代は布二丈六尺を納めしむるは制を謂ふあり尤も代用せしむる者も布はありしを他物類以て代用せしむるは妨げせしむるの規定あり若又公役は服は四十日あり及べし租調と俱に免せしむるは法あり

當時我國の租税ハ右三種ト成ル者アリ、其額必ラズ少クシテ、雖ル今其數を知ル由アル唯租額のみを田制篇の中リ載ル所を以テ推測シ、其得ル故ニ茲ル登記シテ以テ他日の參考ニ供スルヲ欲シ同書ル曰ク拾芥抄ニ載ル所我國の國郡及ヒ郷の數城舉ル州六十八郡六百四郷一萬三千餘アリ是ヲ徵收スル正税ハ和名抄ニ依テ千五百八十八萬七百七束延喜式ニ依テ千五百六十七千五百八十七束公廨ハ和名抄ニ依テ千六百七

十七萬千四百二十二束五把延喜式ニ依テ千六百十二萬三千四百束アリ是ヲ以テ推シ、其當時の租額を以テ假令ヒ之アリ少クシテ亦必テ百四五十萬石ト上ル者ナクヤ知ル、次リ天下一般カ戸籍を調査スルことハ孝徳の朝ニ始マリ、其前ハ子代ハ民白田部の民ニ如ク、又ハ氏々の戸口のみ知ル、其後天智天皇の時ハ戸籍ヲ造ラシメ、文武天皇大寶二年ニ至リ

戸籍法も始て大成しあり今大寶令中の戸籍法を舉ぐれば左の如し

戸籍調製の年一度ありて天下の民を兩別あり良賤といふ良民を平民の事あり賤民を二種あり一は家人を稱し一は奴婢と稱し家人は其良民の家より從屬し家主と同祖あり既に親の盡ありは者云ひ奴婢は私に奴婢といふ人民私有の者官に奴婢といふ反逆人の家族あり官に没せし者云ふあり一里毎に長一凡そ戸は五十戸を以て一里なり一里毎に長一

人を設置し五家相保し長一人を置くを制し男女三歳以上を黄髪し十六以上を小とし廿以下を中とし男は廿一歳丁とし六十一を老とし六十六を耆とし男年十五女十三以上ありて婚嫁ありは得戸主の家長を以て之を充つるの定あり尤も大寶令に云ふ戸を今日云ふ戸より大に異なり今日戸を竈一個所ありは一戸なり定むるを當時の戸中と今日に五六戸乃至十戸を合ふなりを知らる

田と亦毎六年と新ふる者ありとの故と戸籍と班田也を常と密接の關係有る者ありと次り兵制の事按説るん上古は兵制ハ第一第二乃卷と於て已と陳へる如くあり是は漸く類れし者と見え孝徳天皇以前より已り成兵の設り多し如く然る雖と其如何なる制と從つて置る者ありと至るも今ありて知ると能はば大化二年と新制の發布あり男子年廿一以上六十以下を以て成丁と定む其三分の一は以て兵と當てし天智

天皇の時と三韓唐の有りし戒嚴の爲と筑紫に兵置る是防人の初あり是と兵備の事を朝廷に最に注意する所なり數に武備厳し詔ありて天武天皇の時兵政司を置り持統天皇の時と至り諸國の正丁四分は點して兵とあり武事を講習せしめられたる文武天皇大寶令を定め成丁三分の一は以て兵と當るも交々京師と宿衛又邊境に成りし其京師に在り之は衛士と云ひ邊境に在り之を防人と云ふ而して其衛士防人

の共々諸郡に定置せしむる軍團に属するもの
也

軍團を伍、火、隊、旅、校、團と成り伍は五人組の
事、火は十人組の事、隊は五火と成り五十人
組の事、旅は二隊より成り百人組の事、校は
二旅と成り二百人組の事、團は二隊より成り
百人組の事、旅帥あり、校尉あり、之を統
ぶる者あり、團を大、中、小の別あり、大軍團は千
人より成り、大毅一人、少毅二人、主帳一人あり、
校尉以下を統べ、中軍團は六百人以上より成り、

大毅、少毅、主帳各々一人あり、校尉以下を統べ
小軍團は五百人以下より成り、唯々少毅一人と
主帳一人あり、校尉以下を統ぶる者あり、尤も
主帳は會計等の事を司とす、是者あり、
毅は云ふ者、旅に之を統轄せしむる者あり、
不可ある者あり、而も是等の軍團は皆騎歩
両兵より成る者あり

上文より由りし衛士を軍團より差遣する者
のみ旅に成る者あり、如しと雖も是決して然ら
ざる事あり、京師の宿衛中に衛門府、左右兵衛、左

右衛士の五府あり中衛門衛士の差遣の兵士よ
 正成り一年ありて交替せし者あまきと兵衛府を
 常祿あり者城以て之に充つるの例あれは全く
 官吏と一様あり者ありて決志し輪番交替あり
 ことあり尤も兵衛の兵を文武殊才能に從つて他
 の官に轉はるること得るが故に四百人を定數に
 志缺しとありて補充せしむるありと云々

聖武天皇更の中衛府を置り淳仁天皇授刀衛を
 置り海より及んる前の五府に變じ七府とな
 り稱徳天皇の神護元年に授刀衛を改め近

衛府あり別は外衛府を置り及んる増
 八府とあり光仁天皇外衛府を廢せしむる
 あり再び七府とあり志も差遣の兵を以て充
 らしむる衛士衛門のよりて自餘は四府の悉く
 官人の子弟を以て之に充てしむるれば全く一
 此官府に同じしと云々

其外常備兵の中あり然る官吏乃位置を有ち
 る者内舎人中宮舎人東宮舎人左右大舎人合
 せし三千人帳内あり親王家の護衛兵若干資人
 と云々五位以上は官人の護衛兵若干あり且孝徳

天皇の時より諸國に兵器貯蓄へ兵庫を修め
 せしめ天武天皇の時より諸國に陣法練習し
 むるの詔及官文武を習ひ務て軍事を習ひ兵馬
 器械器具へ馬あり者を騎あり無き者の卒と
 あり時を以て檢閲するの令あり持統天皇の時
 に左右京職に射場築し陣法の博士等預
 け武を諸國に講せしめ親王以下に兵器貯蓄
 しむるの事あり親王諸臣の如く各々武備
 を習ひしむるを朝廷は兵力を強大あり
 者あり然るに當時兵役の制は刀劍弓箭其他

軍陣の間使用は兵器等一切自辨あり
 志を百姓漸く之に厭ひ苟も免せんことをのみ
 憶ひく羸弱日々甚しきありしに光仁天皇
 の時其材弓馬に堪ふる者に之を精撰し之を徵
 募し應じし功田を賜ふの制を定めし是を
 軍團に入る者に武技を長しき者に之を
 兵制上の變化を来し兵農分立の姿あり
 以上陳はる所の平常の時より其の戦
 時の制も亦定まりしを茲に之を略陳せん

是征討の人数三千人以下ある者に別々武官
 を設置し候と見えは三千人の満りなきは是を
 一軍と稱し將軍副將軍軍監軍曹を置いて之を統
 攝し録事少佐軍やりの制あり軍は三等阿
 至四千人以下三千人以上ある者と九千人以下
 五千人以上ある者と萬人以上ある者とありて
 是等三級合せたる者を三軍と稱し大將軍一人
 を置き四千人以下の軍は將軍一人副將軍一
 人軍監一人軍曹二人録事二人を置き九千人以
 下の軍は將軍一人副將軍一人軍監一人軍曹

四人録事二人を設置し萬人以上の軍は將軍一
 人副將軍二人軍監二人軍曹四人録事四人を置
 くを普通軍陣の定めあり候なり
 其他舒明天皇の時斗升斤兩指定あり候なり
 の如き孝徳天皇の時關塞驛傳鈴契を設けり
 候なり如き天武天皇の時皇女城以て伊勢
 神齋宮と二十年毎に内外宮を修造候なり制
 を立らり候なり如き持統天皇の時儀鳳曆を
 行ひ婦女に位階を賜ふ候なり如き文武天皇
 の時年號の確定あり候なり如き又公私の財物

城出擧まゝより六十日を一期や、息を収むる日
 と八分の一は止ほる若志八期を過るとも一倍
 の過る利を収むる領得に其家資悉く負財を償
 ふり足らざるや、或を身を役し若身逃亡は、た
 保人之を代償はるの制を定められぬるが如き
 東西市城置れた交易法を定ぬ諸蕃の物價官司未
 だ交易せざるに前交易はるを禁ぜんとするが如し
 諸國は牧畜地を定めらるるは、如し元明天皇
 の時より私に錢城鑄りしを禁じ都亭驛を定ぬ
 らるるが如し元正天皇の時より調庸の斤兩長

短及び縮絶の長短濶狭は定ぬ諸帳籍式及尺様
 を海内は頒布せしむるが如し聖武天皇の時より米
 五斗は一苞とし調布長二丈八尺濶一尺九寸庸
 布長一丈四尺濶一尺九寸を一端とし、馱馬一匹
 の負ふ所を百五十斤や、せしむるが如し國司
 郡司部内は女子は娶て妻妾とせしむるを禁じられ
 るるが如し、淳仁天皇の時より常平倉を諸國に置
 るるが如き又大衍曆を行われぬるが如し
 制度の部に入りて、倉庫者多しや、雖も率本紀の
 中より載ぬるが如し、茲に畧す

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

明治二十年十二月一日版權免許
同二十一年一月出版

著者

東京府平民

杉浦重剛

東京府小石川區久堅町二十一番地

同人

東京府士族

辰己小二郎

東京府淺草區北三筋町六十番地

同人

東京府平民

棚橋一郎

東京府芝區田村町六番地

同

静岡縣士族

坪井正五郎

東京府芝區西保城山町五番地寄留

出版人

東京府平民

棚橋一郎

東京府芝區田村町六番地

發行所

哲學書院

東京府本郷區本郷六丁目五番地

同二十一年一月出版

同二十一年十二月一日出版

